

新型コロナウイルスの感染症対策に係る対応について

1 趣旨

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、5類感染症に位置付けることに伴い、業種別ガイドラインは廃止され、事業者は自主的な感染症対策に取り組むこととなるため、五色台少年自然センターにおいて、実施すべき基本的な事項を定める。

2 基本的な感染症対策

(1) マスクの着用

マスクの着用は、基本、個人の判断に委ねることとする。

(2) 正しい手洗いの徹底

利用者には、厚生労働省が推奨する正しい手洗いの方法に従った手洗いを実施し、アルコール消毒も適宜行うよう引き続き協力依頼をする。

(3) 施設の換気・消毒作業等

- ・利用者が密集する場面など、換気が必要と認める場合は、適宜換気を行う。
- ・共用の物品や机等の消毒作業は不要とするが、食事前の机等の消毒作業など、特に感染リスクが高いと認められる活動時の消毒作業は引続き行う。
- ・陽性者が発生した場合は、当該者が利用した部屋等の消毒作業は引続き行う。
- ・陽性者が利用した寝室について、一定期間空ける措置は取らないが、利用者からの求めがあれば、可能な範囲で別の寝室を用意するなどの対応をとる。

3 感染リスクの高い活動時における対策

(1) 食事時の対策

- ・食事の前は、手洗い及びアルコール消毒を行うよう協力依頼をする。
- ・利用人数の制限はしないが、利用団体の責任者が必要と判断する場合には、パーティションを適宜活用するよう促す。

(2) 就寝時の対策

利用人数の制限はしないが、就寝前や起床後の換気は、引続き協力依頼をする。

4 陽性者、発熱症状の体調不良者の対応

入所中に陽性者ならびに発熱症状の体調不良者が確認された場合は、当該者は速やかに退所するよう利用団体責任者に依頼する。その他の利用者については、基本的には活動を継続することとするが、施設内での感染拡大防止や次の受け入れ団体への影響を踏まえた上で、活動内容や継続の可否について利用団体責任者との協議の上、決定する。

なお、陽性者、発熱症状の体調不良者の対応の詳細については、別途マニュアルとして定めることとする。